

# イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現

---

令和 5 年 4 月 6 日  
国土交通省自動車局

## 目次

1. 背景 .....	2
2. 貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の活用 .....	4
3. 貨客混載の実施区域の見直し .....	7
4. 繁忙期通達の利用実態調査 .....	10
5. 「2024年問題」への対応に向けた動き .....	14

# 1. 背景

---

## 令和4年4月の規制改革推進会議における議事概要

### 軽貨物事業の規制緩和

- **乗用軽自動車でも軽貨物事業を行うことができるよう規制を見直していただきたい。**

### 貨客混載

- **例えば、過疎地周辺部や郊外のニュータウン等でも貨客混載のニーズがあるのではないかと。現行の「過疎地域で人口3万未満」という対象地域の制限を撤廃すべき。**

### 繁忙期通達の活用

- **ニーズの多様化を踏まえ、国が繁忙期を一律に指定する規制の在り方を見直すべき。**

## 『規制改革実施計画』（令和4年6月7日閣議決定）

- **貨物軽自動車運送事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。**
- 一定の過疎地域を対象に認められている、タクシー事業者等が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の許可の取得により荷物の有償運送を可能とする**貨客混載の制度について、現行制度下ではカバーできない具体的なニーズ等について調査を行い、対応を検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。**
- 令和3年9月1日に施行した「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（平成15年2月14日自動車交通局貨物課長通達。以下本項において「通達」という。）に基づき、貨物自動車運送事業者による**自家用自動車の有償運送を繁忙期に認める制度について、輸送の安全性確保等を前提に、令和4年度に実施する現行通達の運用状況（事故や法令違反の状況等）のモニタリング結果や先に実施したラストワンマイル配送のニーズ調査の結果等を踏まえ、必要な措置について検討し、結論を得る。**

## 2. 貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の活用









---

# 貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の活用

## 概要

- 軽自動車(下記表参照)で貨物運送事業を始めるときは、運輸支局への届出が必要
- 軽自動車は、輸送能力や行動範囲が限られているため、許可が必要な貨物自動車運送事業よりも緩やかな規制(1両からでも可能)
- これまで、最大積載量の記載のある車両に限って認めてきたが、関係者からの要望や「規制改革実施計画」を踏まえ、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを可能とし、届出の受理の取扱いを規定した通達を発出(令和4年10月24日)

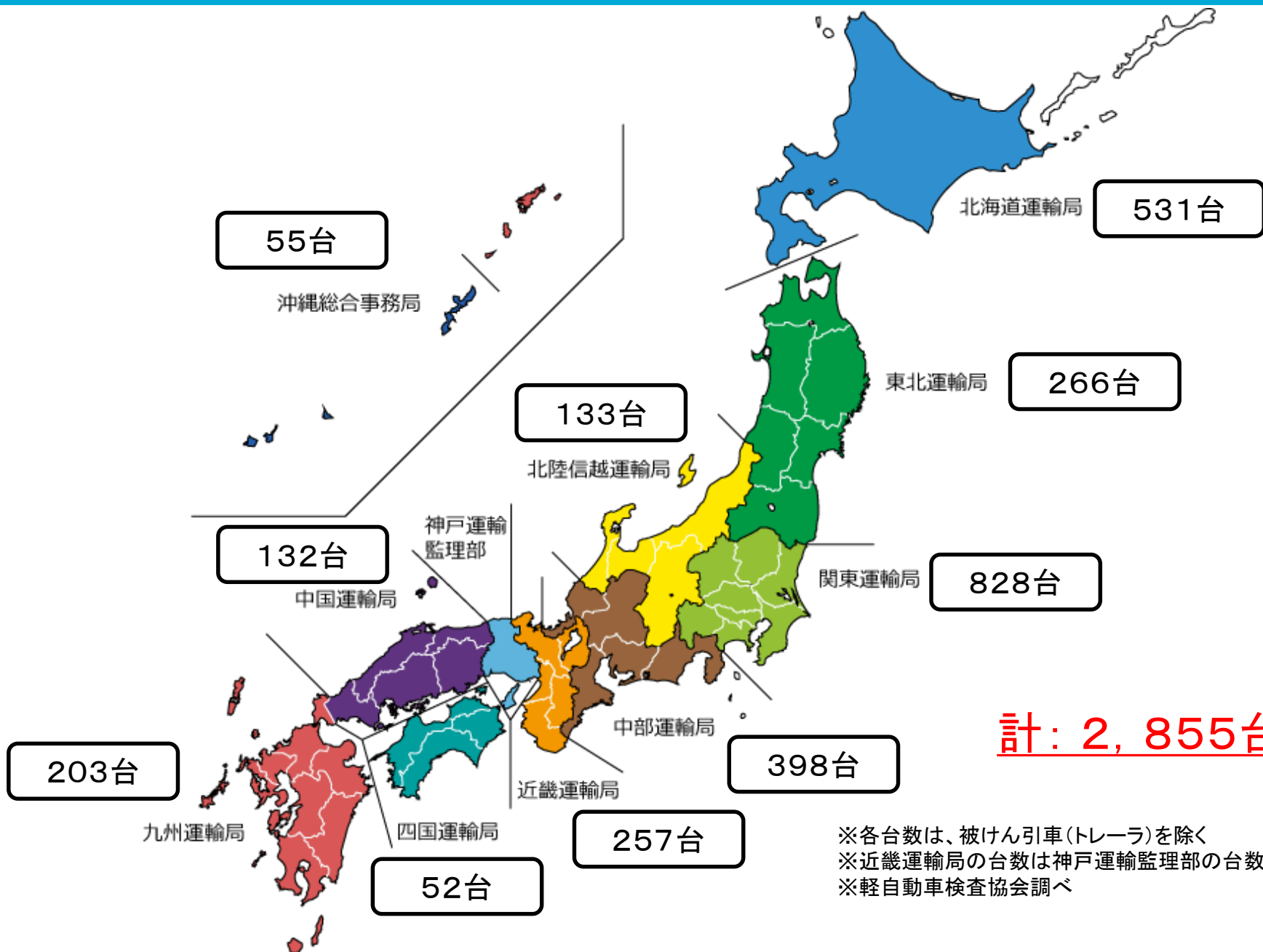
## 車種別表

排気量	~125CC	125CC超~	~660CC	660CC超~
種別	徒歩 			
	自転車 	二輪 	軽自動車(貨物) 	登録自動車(貨物) 
	原動機付自転車 		 軽乗用車	
許可等	許可等不要	貨物軽自動車運送事業(届出)		一般貨物自動車運送事業(許可)

## 通達における主な規定

- 積載できる貨物の重量は、乗車定員から乗車人数を控除した数に55を乗じた重量(単位キログラム)以内とする
- 届出を受理した際に、過積載による運行や有償旅客の運送をしてはならない旨周知及び指導する
- 届出を受理した際に、事業者自らが過労運転の防止や運転者の酒気帯びの有無の確認等の運行管理を適切に行うことについて指導する
- 車検証の記載事項のうち、「自家用又は事業用の別」は「事業用」、「用途」は「乗用」とする

# 規制緩和後の活用状況について(令和5年2月末時点)



※各台数は、被けん引車(トレーラ)を除く  
※近畿運輸局の台数は神戸運輸監理部の台数を含む  
※軽自動車検査協会調べ